

令和８～１３年度小中学校複合機賃貸借仕様書

- 1 件名 令和８～１３年度小中学校複合機賃貸借
- 2 数量 ２２台
- 3 賃貸借期間
令和８年１２月１日から令和１３年１１月３０日までの５年間（６０ヶ月）とする。
- 4 設置場所
別紙「設置場所一覧」のとおりとする。
- 5 仕様等
 - (1)国内メーカーの製品であること。
 - (2)FAX・コピー・プリンター・スキャナー機能を持つカラー複合機であること。なお、FAX機能については、別機器を用意してもかまわない。
 - (3)機器は未使用品に限る。また、新造機もしくは製造メーカーにより整備された正規のリユース機であること。なお、リユース機の場合は、以下の条件を満たすこと。
 - ①新造機と同様の製品保証及び保守対応とすること。
 - ②賃貸借期間満了まで部品等の供給が可能なものであること。
 - (4)別紙「仕様詳細一覧」に示す仕様と同等以上の機能を有すること。
- 6 使用予定枚数（１ヶ月あたり）
２２台合計 １３２，０００カウント
 - (1)上記の数はあくまでも単価設定のための目安であり、実際の使用数は変動し、当該数量を保証するものではない。
 - (2)各学校ごとの使用予定枚数は、「【別紙】使用予定枚数内訳」のとおり
- 7 機器の保守等
 - (1)故障時の連絡先等を記載した保守体制表を各小中学校及び教育委員会に提出すること。
 - (2)受注者は、発注者及び各学校職員の指示のもと、本調達で納品した複合機について、速やかに障害対応(修理及び点検、障害切り分け作業等)を行うこと。
 - (3)本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となった場合は、速やかに代用機を設置すること。
 - (4)使用済みの消耗品及び部品は、すべて回収すること。
 - (5)各学校に簡易マニュアルの提示や操作研修実施等の指導を適宜行うこと。
- 8 契約方法

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。契約書の条文中に、次の条項を記載するものとし、契約書の様式は本市指定のものとする。

～契約書条項～

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

2 第1項の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協説して定める。

9 料金方式

(1) 賃貸借料金：年額リース料金方式

- ① リース料金には、物件の搬入、設置調整費用及び期間満了（又は契約解除）後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。
- ② 小・中学校における校務用パソコンとのネットワーク接続及びプリンター・スキャナー・FAX 設定等に係る費用を含むものとする。配線経路や設置場所等については、別途受注者と協議する。

(2) カウント・保守料金：月額カウンター料金方式

- ① 1 カウントあたりの単価（カラー・モノクロ）を設定すること。
- ② 1 カウントあたりの単価に保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品（用紙を除く）の供給料金を含むこと。
- ③ 1 ヶ月間のカウント・保守料金は、「契約単価×印刷枚数」で計算した金額の合計に消費税額等を加算した金額とする。
印刷枚数とは、コピー、ネットワークプリンタ機能によるプリント出力及びファックス機能による受信データの紙出力の枚数のことをいう。両面出力の場合は、2 カウントとする。
- ④ A3 サイズ以下のどのサイズもすべて同一単価であること。両面印刷の場合は、2 枚カウントとする。

10 料金の支払い

- (1) 賃貸借料は、各年度一括前払い（発注者に一括請求）とする。
- (2) カウント・保守料金は、月末締め翌月支払いとする。料金を各学校別に算出の上、直接対象校に請求すること。

11 機器搬入及び納入期限

- (1) 受注者が責任をもって契約期間の開始前日迄に設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時的に代用機器を置くことができることとし、その設置・撤去等に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。また、賃貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となったときも同様とする。
- (2) 機器の接続にあたり必要となる配線は、各設置校既存のケーブルを使用することを前提とするが、新たに LAN ケーブルや FAX 線等の簡易的な増設や延長が必要になる場合に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。ただし、作業規模によっては、発注者が別途費用負担するため、詳細は受注者と協議する。

12 試験及び検収

機器設置完了後、総合試験を行い、試験完了をもって検収にかえる。

13 参考見積書・見積内訳書

- (1) 参考見積書（様式 10 号）は、仕様を満たすリース料金及びカウント・保守料金の 5 年間（60 か月）分の総額で行うものとし、見積者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に相当する金額を見積書に記載すること。
- (2) 見積内訳書に機器リース料金及び印刷単価等内訳を記載すること。

14 追加提案

提案額の範囲で、学校や市に有益な追加提案があれば示すこと。

別紙「設置場所一覧」

小学校の名称	位置
神栖市立息栖小学校	神栖市平泉 2 7 8 0 番地
神栖市立軽野小学校	神栖市知手 2 番地 2
神栖市立軽野東小学校	神栖市奥野谷 5 7 4 6 番地 2
神栖市立大野原小学校	神栖市大野原中央二丁目 1 番 8 号
神栖市立横瀬小学校	神栖市横瀬 1 2 7 6 番地 1 5
神栖市立大野原西小学校	神栖市大野原五丁目 1 番 4 5 号
神栖市立深芝小学校	神栖市深芝南三丁目 8 番地
神栖市立波崎小学校	神栖市波崎 8 7 5 9 番地
神栖市立波崎西小学校	神栖市波崎 5 0 1 1 番地
神栖市立植松小学校	神栖市土合本町四丁目 9 8 0 9 番地 2
神栖市立やたべ土合小学校	神栖市土合南三丁目 1 6 番 3 6 号
神栖市立太田小学校	神栖市太田 5 9 8 番地 2
神栖市立須田小学校	神栖市須田 1 1 7 7 番地 1 3
神栖市立柳川小学校	神栖市柳川中央一丁目 9 番地 1 0

中学校の名称	位置
神栖市立神栖第一中学校	神栖市知手 1 0 0 番地 3
神栖市立神栖第二中学校	神栖市平泉東一丁目 6 0 番地 1
神栖市立神栖第三中学校	神栖市知手中央七丁目 1 番 1 7 号
神栖市立神栖第四中学校	神栖市大野原中央二丁目 8 番 4 6 号
神栖市立波崎第一中学校	神栖市波崎 7 0 7 0 番地
神栖市立波崎第二中学校	神栖市矢田部 3 1 2 0 番地
神栖市立波崎第三中学校	神栖市須田 2 3 4 0 番地 1
神栖市立波崎第四中学校	神栖市土合北一丁目 8 番 1 0 号

別紙「仕様詳細一覧」

プリンター機能 コピー機能	印刷方式	インクジェット方式またはレーザー方式
	連続プリント速度	モノクロ：80 枚以上／分（A4 横方面） カラー：80 枚以上／分（A4 横方面）
	給紙方式	用紙カセット：3 段以上 手差しトレイ：1 カ所以上
	解像度（書き込み）	300×300dpi 以上
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 有線接続可能であること。 機器接続時には教育委員会と協議の上、セッ トアップ作業を実施すること。
	カラー対応	フルカラー
	ファーストコピータイ ム	モノクロ：5.0 秒以下 カラー：6.5 秒以下
	プリントサイズ	最大 A3
	連続複写枚数	999 枚
スキャナー機能	機器	一体型スキャナー機能を有すること。
	形式	カラーズキャナー
	原稿読み取りサイズ	最大 A3
	読み取り速度	片面 カラー：60 ページ/分 片面 モノクロ：60 ページ/分
	原稿送り装置	自動両面原稿送り装置（両面同時読み取り）
FAX 機能	機器	FAX 機器については、別機器を用意してもか まわない。
	送信原稿サイズ	最大 A3
その他		グリーン購入法適合商品であること。 賃貸借期間終了まで、部品等の供給が可能で あること。

【別紙】使用予定枚数内訳

小学校の名称	1 カ月あたりの使用予定枚数 (単位：カウント)	
	モノクロ	カラー
神栖市立息栖小学校	3,500	3,500
神栖市立軽野小学校	2,750	2,750
神栖市立軽野東小学校	2,400	2,400
神栖市立大野原小学校	3,000	3,000
神栖市立横瀬小学校	3,000	3,000
神栖市立大野原西小学校	2,750	2,750
神栖市立深芝小学校	3,500	3,500
神栖市立波崎小学校	2,500	2,500
神栖市立波崎西小学校	2,250	2,250
神栖市立植松小学校	3,000	3,000
神栖市立やたべ土合小学校	2,750	2,750
神栖市立太田小学校	2,250	2,250
神栖市立須田小学校	2,500	2,500
神栖市立柳川小学校	2,250	2,250

中学校の名称	1 カ月あたりの使用予定枚数 (単位：カウント)	
	モノクロ	カラー
神栖市立神栖第一中学校	3,000	3,000
神栖市立神栖第二中学校	4,350	4,350
神栖市立神栖第三中学校	4,250	4,250
神栖市立神栖第四中学校	4,000	4,000
神栖市立波崎第一中学校	3,000	3,000
神栖市立波崎第二中学校	2,500	2,500
神栖市立波崎第三中学校	3,250	3,250
神栖市立波崎第四中学校	3,250	3,250